

令和5年8月4日
政治家女子48党
代表（党首） 大津綾香

（告知・公表）

会計帳簿等の引渡しに関する仮処分命令の申立てについて

本年8月2日付、東京地方裁判所に対し、前会計責任者である立花孝志氏、前会計担当者・前監事である粟飯原美佳氏を相手方として、会計書類等の引渡しに関する仮処分命令を申立てたことを下記の通り公表します。

記

〔申立ての趣旨〕

債務者らは、債権者に対し、債権者に関する次に掲げる書類、帳簿、帳票、印鑑等を仮に引き渡せ。

（1）令和元年8月13日から引渡しの日の前日までの政治資金規正法第9条第1項に定める会計帳簿としての収入簿、支出簿及び運用簿並びに同法第16条第1項により保存義務のある明細書、領収書等及び振込明細書

（2）令和4年における収入、支出その他の事項で政治資金規正法第12条第1項各号に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書の控え

（3）令和4年の政治資金規正法第12条第2項に定める領収書等を徴し難い事情があったときの、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面

（4）令和4年の政治資金規正法第12条第2項に定める領収書等を徴し難い事情があったときの、当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書

（5）債権者名義の預金通帳その他預金口座の利用、管理又は処分に関する書類、カード並びに届出印鑑

〔債権者〕 政治家女子48党
上記代表者 大津 綾香

〔債務者〕 立花 孝志
粟飯原 美佳

以上